

法と市民生活（第2回～第4回）

大村敦志（東京大学法学部・民法）

第2回（4/14）パート1 いま、法と法学は

I はじめに

- 1 「第三の法制改革期」
- 2 1920年代との対比

II 法改正の動向

- 1 1920年代—民法改正と陪審制度
- 2 現在
  - (1) 民事の場合—経済の変化への対応
  - (2) 刑事の場合—司法の正当性の確保

III 法学の対応

- 1 1920年代—大正デモクラシー法学
  - (1) 社会への関心
  - (2) 市民への関心
- 2 現在の法学は？

IV 法・法学への招待—児童虐待を素材に

- 1 複合法領域としての「こども法（法学）」
- 2 参加する市民社会

第3回（4/21）パート2 児童虐待への法的対応

第4回（4/28）パート3 児童虐待防止の社会的背景

法典編纂期（1900 年前後）＝「第 1 の…」？

民事訴訟法、刑事訴訟法（1890 年）

明治憲法（1889 年）

民法（1898 年）

商法（1899 年）

刑法（1909 年）

大正デモクラシー期（1920 年前後）

工場法施行（1916 年）

借地法・借家法（1920 年）

少年法（1922 年）、新刑事訴訟法（1922 年）

陪審法（1923 年）

改正民事訴訟法（1926 年）

民法改正要綱（1925 年・27 年）

戦後改革期（1945-50 年）＝「第 2 の…」？

対比

新憲法（1946 年）

改正民法（1947 年）、改正刑法（1947 年）

教育基本法（1947 年）、独占禁止法（1947 年）

新刑事訴訟法（1948 年）

労働組合法（1949 年）

改正商法（1950 年）

現代（民事立法のみ）（2000-）＝「第 3 の法制改革期」

新会社更生法（2002 年）

担保・執行法制改正（2003 年）

動産・債権譲渡特例法改正（2004 年）

新破産法（2004 年）

会社法（2005 年）

金融商品取引法（2006 年）

新信託法（2006 年）

新保険法（2008 年）